

『建築職 論文マスター』(KU12795) 訂正表

2016年03月04日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
		誤	正	
P. 7	解答例 15行目	(建築基準法第2条 <u>2</u>)。	(建築基準法第2条 <u>5号</u>)	2016/03/04
P. 7	解答例 下から2行目	(建築基準法第2条6)。	(建築基準法第2条6 <u>号</u>)。	2016/03/04
P. 8	解答例 2行目	特殊建築物とは、建築基準法第2条2項で定められた建築物で、	特殊建築物とは、建築基準法第2条2 <u>号</u> で定められた建築物で、	2016/03/04
P. 12	解答例 3行目	政令指定都市には区域区分を定めなければならない。	政令指定都市には <u>原則として</u> 区域区分を定めなければならない。	2016/03/04

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。